

浜松南病院運営規程

(通所リハビリテーション)

(事業の目的)

第1条 医療法人社団 綾和会が開設する浜松南病院（以下「事業所」という。）が行う指定通所リハビリテーション事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め事業所の、看護・介護職員・理学療法士・作業療法士及言語聴覚士等が要支援及び要介護状態の通所者に対し、適正な通所リハビリテーションサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条

- 1 事業所は、居宅介護支援事業所の定めた居宅介護サービス計画に基づき通所者に対し通所リハビリテーションサービスを実施するものとする。
- 2 事業所は、通所者が通所リハビリテーションサービスを適切に利用できるよう、通所者の介護サービス計画を作成するとともに、その計画に基づいて通所リハビリテーションサービスの提供確保を行うものとする。

(事業者の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 浜松南病院
- 二 所在地 静岡県浜松市中央区白羽町 26 番地

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 医師 1名
医師は医療を行う。
- 二 看護職員 1名以上
看護職員は、介護サービス計画のもとに通所リハビリテーションサービス又および、医師の指示のもとに医療サービスを行う。
- 三 介護職員 8名以上
介護職員は、介護サービス計画のもとに通所リハビリテーションサービスを行う。
- 四 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 5名以上
理学療法士は、介護サービス計画のもとに基本動作能力の維持回復のための理学療法を行う。作業療法士は、介護サービス計画のもとに日常生活の自立を助けるための作業療法を行う。

言語聴覚士は、介護サービス計画のもとにコミュニケーション能力および摂食機能の向上のための言語聴覚療法および摂食機能療法を行う

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- | | | |
|---|----------|----------------------|
| 一 | 営業日 | 月曜日～土曜日 |
| 二 | 営業時間 | 8:00～17:00 |
| | サービス提供時間 | 9:30～15:40 |
| 三 | 休業日 | 日曜および年末年始(12/30～1/3) |

(通常の事業の実施地域)

第6条 通常の事業の実施地域は、次のとおりとする。

浜松市(以下の中学校区を基本とする)

東部・西部・南部・中部・八幡・新津・江西・江南・東陽・南部・丸塚・天竜
曳馬・可美

(天竜・曳馬・可美中学校区は一部地域を除く)

(通所者の定員)

第7条 通所者の定員は、次のとおりとする。

定員 実施単位 1単位 計 62名

(施設内容及び利用料その他の費用の額)

第8条

- 1 施設の内容は次のとおりとし、通所リハビリテーションサービスを提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとする。ただし利用者負担は1割もしくは2割とする。
 - 一 個別プログラムの作成
 - 二 サービス計画のもとに療養上の管理、看護、機能訓練等の医療を提供
- 2 通常の利用料の他、次のサービスを提供した場合、その他の費用として徴収する。(詳細は別紙添付)
 - 一 通所者が指定する特別な物品等の費用
 - 二 理美容代(サービス提供時間外で希望者のみ受付)
 - 三 日常生活において通常必要となるものに係る費
(食事代・日常生活諸費等)
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるものとする。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第9条

- 1 通所者が通所リハビリテーションサービスの提供を受ける際、次の留意事項を定める。
 - 一 主治医、看護・介護職員、その他の職員の指示に従う。
 - 二 飲酒、賭け事、その他療養に支障をきたしたり、他の患者さんの迷惑になるようなことはしない。
 - 三 建物や物品は、大切に取扱い損傷しないようにして下さい。万一損傷した場合は事情により実費弁償していただく。
 - 四 粗野粗暴な行動をつつしみ、お互いにゆずりあって気持ちよく過ごせるように努力していただく。
- 2 上記留意事項を守らず病院の運営を妨げるようなことがあった場合は、利用中止を命ずることがある。

(非常災害対策)

- 第10条 非常災害対策として、浜松南病院の消防計画を適用し、通所者の災害時の安全を確保する。

(その他運営についての重要事項)

第11条

- 1 職員の質的向上をはかるため研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。
 - 一 採用後1ヶ月以内
 - 二 継続研修 年2回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持すべ旨を、従業者と雇用契約の内容とする。
- 4 この規定に定める事項の外は介護保険法に則るものとし、運営に関する事項は医療法人社団綾和会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

- ※この規定は平成18年4月1日より施行する。
- ※本規定を平成20年4月1日に改定する。
- ※本規定を平成21年5月1日に改定する。
- ※本規定を平成22年3月1日に改定する。
- ※本規定を平成23年12月1日に改定する。
- ※本規定を平成24年4月1日に改定する。
- ※本規定を平成27年8月1日に改定する。
- ※本規定を平成30年4月1日に改定する。
- ※本規定を令和3年4月1日に改定する。